

## 議案第 35 号

### 松阪市改良住宅条例及び松阪市小集落改良住宅条例の一部改正について

松阪市改良住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 214 号）及び松阪市小集落改良住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 2 月 14 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市改良住宅条例及び松阪市小集落改良住宅条例の一部を改正する条例  
(松阪市改良住宅条例の一部改正)

第 1 条 松阪市改良住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 214 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条第 4 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市長は、入居者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者その他の公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 16 条第 4 項に規定する国土交通省令で定める者に該当する者に限る。）が第 1 項に規定する収入の申告をすること及び条例第 34 条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前 3 項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法第 16 条第 4 項に規定する国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入を当該入居者の収入の額として認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

第 8 条第 1 項中「前条第 3 項」の次に「又は第 4 項」を加える。

(松阪市小集落改良住宅条例の一部改正)

第 2 条 松阪市小集落改良住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 215 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改め、同条第 8 項中「第 5 項」を「第 6 項」に、「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項第 1 号中「松阪市営住宅」及び「（平成 17 年松阪市条例第 213 号。以下「条例」という。）」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 市長は、入居者（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）にいう知的障害者その他の公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」という。）第

16 条第 4 項に規定する国土交通省令で定める者に該当する者に限る。) が第 1 項に規定する収入の申告をすること及び松阪市営住宅条例（平成 17 年松阪市条例第 213 号。以下「条例」という。）第 34 条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、前 3 項の規定にかかわらず、同条第 1 項の規定による書類の閲覧の請求その他の法第 16 条第 4 項に規定する国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入を当該入居者の収入の額として認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

第 9 条第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に、「さかのぼる」を「遡る」に改め、同条第 2 項中「令第 13 条の 2」を「住宅地区改良法施行令（昭和 35 年政令第 128 号）第 13 条の 2」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。